

令和2年8月20日

報道機関各位

沼津市教育委員会

沼津市立小中学校の夏季休業期間の延長について

このことについて、静岡県に対する国の緊急事態宣言が適用される中、市内における新型コロナウイルスの感染者数が高止まりしている現状を踏まえ、児童生徒の安全確保のため、下記のとおり沼津市立小中学校の夏季休業期間を延長しますので報告いたします。

記

1 夏季休業期間

- ・延長前 令和3年8月23日（月）まで
- ・延長後 令和3年8月31日（火）まで

2 始業式までの対応

- ・2学期開始後、感染者や濃厚接触者、基礎疾患による感染時の症状悪化の恐れ等により出席停止となる児童生徒に対するオンライン学習等が各小中学校において確実に実施できるよう、準備に取り組む。
- ・児童生徒、保護者に対して、感染拡大防止対策の徹底を指導する。

3 2学期開始の際の対応

- ・各小中学校における実情に応じ、学びを止めない取組を進める。

担当：学校教育課

電話：055-934-4808